

定 款

平成 6 年 6 月 2 9 日改訂
平成 9 年 6 月 2 7 日改訂
平成 1 4 年 6 月 2 7 日改訂
平成 1 5 年 6 月 2 7 日改訂
平成 1 6 年 6 月 2 9 日改訂
平成 1 7 年 6 月 2 9 日改訂
平成 1 8 年 6 月 2 9 日改訂
平成 1 9 年 6 月 2 8 日改訂
平成 2 1 年 6 月 2 6 日改訂
平成 2 2 年 3 月 1 日改訂
平成 2 5 年 6 月 2 7 日改訂
平成 2 8 年 6 月 2 9 日改訂
令和 元年 6 月 2 7 日改訂
令和 4 年 6 月 2 9 日改訂
令和 5 年 3 月 2 日改訂 (附則削除)

旭コンクリート工業株式会社

旭コンクリート工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は旭コンクリート工業株式会社と称し、英文では
ASAHI CONCRETE WORKS CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. セメント製品の製造及び販売並びにこれに付随する一切の事業
2. 前項に関連する諸工事の請負
3. コンクリート骨材の採取加工及び販売並びにこれに付随する一切の事業
4. 不動産の売買、賃貸及び管理並びにこれに付随する一切の事業
5. 太陽光など再生可能エネルギー発電設備の導入による発電及び電力供給・
販売並びにこれに付随する一切の事業
6. 労働者派遣並びにこれに付随する一切の事業
7. 農業に関連する事業並びにこれに付随する一切の事業
8. 倉庫業並びにこれに付随する一切の事業
9. 他会社に対する投資並びに会社設立の発起人となること

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが
出来ない事故その他已むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載し
て行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び単元株式数)

第 5 条 ① 当社の発行可能株式総数は4,000万株とする。

② 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第6条** ① 当会社の株主はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- ② 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- ④ 次条に定める請求をする権利。

(単元未満株式の買増し)

- 第7条** 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

- 第8条** 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(株式名簿管理人)

- 第9条** ① 当会社は株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ② 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、取扱わない。

(株式取扱規定)

- 第10条** 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条** ① 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項の他、必要に応じ、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その株主の権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 ① 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故もしくは支障あるときは、予め取締役会の決議により定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条** 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数及び選任決議)

- 第 18 条** ① 当社の取締役は 10 名以内とし、株主総会でこれを選任決議する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任 期)

- 第 19 条** ① 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
② 補欠または、増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第 20 条** ① 当社は、取締役会を置く。
② 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを召集し、その議長となる。
③ 取締役社長に事故もしくは支障あるときは、予め取締役会の決議により定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。
④ 取締役会は業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
⑤ 取締役会の招集については、会日より 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
⑥ 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

- ⑦ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の決議)

第 21 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 ① 取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副社長各 1 名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

③ 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役及び取締役特別顧問を選定することができる。

④ 会社を代表すべき取締役は、取締役会でこれを選定する。

(役付取締役の業務執行)

第 24 条 ① 取締役社長は、取締役会の決議に遵い、業務を総理する。

② 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐する。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 27 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数及び選任決議)

第 28 条 ① 当社の監査役は4名以内とし、株主総会でこれを選任決議する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 ① 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 31 条 ① 監査役会の招集については、会日より3日前までに各監査役に対し通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

③ 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の決議)

第 32 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人)

第 35 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 37 条 ① 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(取締役及び監査役の責任免除)

第 39 条 ① 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第8章 大規模買付行為への対応（買収防衛策）

（買収防衛策）

- 第41条** ① 当社は取締役会の決議により、当会社の株式の大規模買付行為への対応策を定め（以下、「買収防衛策」という。）それを導入することができる。取締役会が買収防衛策を定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において買収防衛策の存続について承認を得なければならない、その後も同様とする。
- ② 当社は取締役会が必要であると認めるときは、いつでも取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。

第9章 計 算

（事業年度及び決算）

- 第42条** ① 当会社の事業年度は1年とし毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ② 決算は毎事業年度末に行う。

（剰余金の配当）

- 第43条** ① 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
- ② 剰余金の配当がその支払確定の日から満3ヶ年以内に受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。
- ③ 剰余金の配当については利息を付さないものとする。

以 上